

11 畜産物共同利用施設整備

1 畜産物共同利用施設の内容

家畜飼養管理施設

共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルクパラー、共同利用ウインドウレス鶏舎、共同利用畜舎と一体的に整備する施設及び家畜排泄物処理施設

家畜改良増殖関連施設

畜産物加工施設

畜産周辺環境影響低減施設



2 事業実施主体

市町、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、5戸以上の農業者が組織する団体（代表者、組織運営についての定めがあるもの）

3 事業採択要件

受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上であること

成果目標の基準を満たしていること

原則として総事業費が5千万円以上であること

当該施設設置による効用により全ての費用を償うこと

県知事及び市長と調整した範囲の、周辺住民の合意が得られること

4 補助率

事業費の1/2以内



5 達成すべき成果目標基準(主なもの)

畜産物の生産コストの削減

畜産物生産に係る労働時間の削減

単位あたり生産量の増大

地域における畜産物加工品出荷額の増加

この他に、肉質、飼料要求率、飼養期間

の短縮、事故率の低減等いろいろな成果目標基準が定められています。

成果目標の達成見込の程度により、事業採択における優先順位が決まります。（効果が大きい事業ほど優先順位が高い）

成果目標は最大2つまで選択できます。

< 問い合わせ先 >

静岡県 農林事務所（ 課） 電話： - - - 、FAX： - - -

静岡県経済産業部農林業局畜産課 電話：054-221-2743、FAX：054-273-1123

詳細については<問い合わせ先>にお問い合わせください。